

関係法令（抄）

統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

（定義）

第 2 条 （略）

2 （略）

3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。

4～8 （略）

9 この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性及総合性を確保するための技術的な基準をいう。

（統計基準の設定）

第 28 条 総務大臣は、政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。

2 総務大臣は、前項の統計基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の統計基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）（抄）

（統計基準の設定方法）

第 10 条 法第 28 条第 1 項の統計基準は、公的統計の統一性及総合性の確保を必要とする事項ごとに定めなければならない。